

ちゅらクック割引

[電化厨房住宅契約]

(要 綱)

令和5年9月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I	本 則	
1	適 用	1
2	要 綱 の 変 更	1
3	適 用 範 囲	1
4	料 金	1
5	そ の 他	3
	附 則	5
	別 表	6

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 範 囲

要綱のグッドバリュープラン、従量電灯plus、時間帯別電灯またはJAでんき（GVP）として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの要綱の適用を希望される場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、グッドバリュープラン、従量電灯plus、時間帯別電灯またはJAでんき（GVP）によって料金として算定された金額から(1)によって算定されたちゅうらック割引額を差し引いたものといたします。ただし、グッドバリュープラン、従量電灯plus、時間帯別電灯またはJAでんき（GVP）に

よって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(1)によって算定されたちゅうらクック割引額を差し引いてえた金額が、グッドバリュープランの場合でグッドバリュープラン7（料金）に定める最低料金を下回るときにはグッドバリュープラン7（料金）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、従量電灯plusの場合で従量電灯plus7（料金）に定める最低料金を下回るときには従量電灯plus7（料金）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、時間帯別電灯の場合で時間帯別電灯8（料金）(5)の最低月額料金を下回るときには時間帯別電灯8（料金）(5)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、JAでんき（GVP）の場合でJAでんき（GVP）7（料金）に定める最低料金を下回るときにはJAでんき（GVP）7（料金）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、それぞれ料金といたします。

(1) ちゅうらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅうらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(3)に定めるちゅうらクック割引上限額を上回る場合のちゅうらクック割引額は、(3)に定めるちゅうらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅうらクック割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

イ グッドバリュープランとして電気の供給を受ける場合

割引対象額は、グッドバリュープラン7（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ロ 従量電灯plusとして電気の供給を受ける場合

割引対象額は、従量電灯plus7（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、時間帯別電灯 8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ニ JAでんき（GVP）として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、JAでんき（GVP）7（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

(3) ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

5 そ の 他

- (1) ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (2) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- (3) お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）44（違約金）に準じて算定するものといたします。
- (5) 当社は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、別表（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (6) 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(7) その他の事項については、グッドバリュープラン、従量電灯plus、時間帯別電灯またはJAでんき（GVP）に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和5年9月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

- 1 ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款 30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。